

## 新たな事業類型（運営権活用型）に関する論点について（案）

|                      |             | VFMに関するもの                                    | リスク分担に関するもの                              |
|----------------------|-------------|--|--|
| 従来型<br>(サービス<br>購入型) |             | 支払額削減以外の<br>VFMについて                          | リスクを明確に認識する<br>ためのリスクワーク<br>ショップ等の手段について |
|                      |             | VFMが果たすべき<br>役割について                          |  |
| 新たな事業<br>類型          | 収益施設<br>併設型 | 新たな事業類型における<br>VFM評価のあり方について                 | 本体事業と付帯事業との<br>間のリスク遮断について               |
|                      | 運営権<br>活用型  | 運営権対価に着目したVFMの考え方について<br>VFM算定にあたっての留意事項について |  |

## (1) 運営権対価に着目したVFMの考え方について

- ・運営権活用型事業は、運営権を民間事業者に設定することにより、安定的で自由度の高い運営を可能にし、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供すること等を目的とするもの。
- ・一般に、事業の価値は運営権対価として測定されるが、その一方で、運営権対価がゼロまたはマイナスとなるケースも今後想定される。
- ・ただし、運営権対価がゼロまたはマイナスとなるケースにおいても効率的・効果的な運営による収入の増加が期待できる場合があり、運営権対価がプラスとなるケースと同様に収入と支出とを考慮したVFMによる定量的な効果測定が可能。
- ・以上を踏まえると、運営権活用型事業においても他の類型と同様、VFMの算定に一定の意義があるものと考えられる。
- ・ここでは、運営権対価に着目したVFMの考え方の整理を想定（資料3 2.）。

①運営権対価に着目したVFMの考え方

- 運営権対価がプラス、ゼロ及びマイナスとなる場合のVFMはどのように考えられるか。

(2) VFM算定にあたっての留意事項について

- ・ 運営権活用型事業におけるVFM算定にあたっての留意事項として、「需要変動リスク」及び「サービスの価値の向上」に関する整理を想定（資料3.3.）。

①需要変動リスクについて

- 需要変動リスクという観点から、運営権活用型事業に適・不適の事業としてどのような内容が考えられるか。また、事前及び事後VFMにおける需要予測等の扱い方について留意すべき事項がないか。

②「サービスの価値の向上」について

- 運営権活用型事業における「サービスの価値の向上」について、どのような内容が考えられるか。